

森林づくりを県民みんなの力で

# みえ森と緑 の県民税

平成26年4月導入

三重県では、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、平成26年4月1日から「みえ森と緑の県民税」を導入し、土砂や流木を出さない森林づくりや森を育む人づくりなどの取り組みを実施していきます。県民のみなさんのご理解とご協力をお願いいたします。



# なぜ、「みえ森と緑の県民税」を導入するのか

森林は、土砂災害や洪水を防止する、水を貯え洪水や渇水を緩和するなど私たちの生活に欠かすことのできない大切な働きを持っています。

しかし、山村地域においては、過疎化・高齢化、長引く林業の低迷によって、また、身近に存在する里山についても、生活様式の変化により、荒廃した森林が増加しており、これら森林の大切な働きが弱まっています。

また、近年、集中豪雨の発生が増加していることも考え合わせると、自然災害が発生する危険性が高まっていると考えられ、「災害に強い森林づくり」を緊急に進める必要があります。

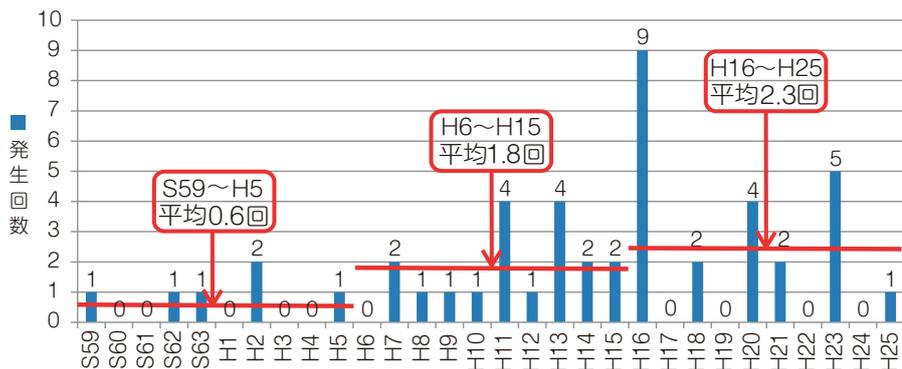
「森づくり」には長い時間と労力を必要とします。将来にわたり「災害に強い森林」を引き継いでいくには、「県民全体で森林を支える社会づくり」も進めることが必要です。

森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、「みえ森と緑の県民税」を平成26年4月1日から導入することとしました。



## 集中豪雨の発生が増えています！

【三重県内の1時間降水量80mm以上の年間発生回数(20地点あたり)】



三重県内における最近10年間(平成16年から平成25年)の「猛烈な雨(1時間に80mm以上の雨)」の発生回数は、30年前の10年間(昭和59年から平成5年)に対して約3.8倍に増加しています。

# 平成26年度みえ森と緑の県民税を活用した取り組み

●2つの基本方針に沿って5つの対策を行います。

基本方針1.「災害に強い森林づくり」では、2つの対策「土砂や流木を出さない森林づくり」と「暮らしに身近な森林づくり」を行います。

基本方針2.「県民全体で森林を支える社会づくり」では、3つの対策「森を育む人づくり」「木の薫る空間づくり」「地域の身近な水や緑の環境づくり」を行います。

県と市町が、この基本方針・対策に沿ってそれぞれ事業を行います。

## 県で取り組む事業

(事業費:約4億6千万円)

### ●流木の発生や土砂の流出を抑制する森林の整備

近年の山地災害に見受けられる流木や土砂流出による被害を低減するため、水が集中する谷地形や浸食されやすい土壌等を立地環境とする溪流沿いの森林において、「災害緩衝林」の整備を進めます。

- ・豪雨時等に流出する恐れのある危険木を除去します。
- ・過密な森林の立木密度を下げて、樹幹の肥大成長、根系の発達等により樹木の抵抗機能、支持機能を向上させ、
  - 流下する流木や土砂の補足・堆積を促進します。
  - 倒木や土砂等の溪流への流入・流出を抑制します。

整備前



整備後



### ●土砂・流木の除去

「崩壊土砂流出危険地区」内の治山施設等に異常堆積して流出する恐れのある土砂や流木を除去します。



災害に強い森林づくり

県民全体で森林を支える社会づくり

### ●森を育む人づくりサポート体制の整備

みえ森と緑の県民税市町交付金事業等により地域で実施される森林環境教育や森づくり活動を促進するため、森林環境教育指導者や森づくり技術者の育成を行うほか、市町や学校、森林ボランティア団体等の活動支援等を行います。また、地域の活動を支援する総合窓口として「森づくりサポートセンター」の設置準備を進めます。

## 市町で取り組む事業

(事業費:約2億7千万円)

みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、市町が地域の実情に応じて創意工夫した森林づくりの施策を展開します。事業内容は、「2つの基本方針と5つの対策」に沿って市町が決定します。

### 取り組み例

災害に強い森林づくり

#### ●荒廃した里山や竹林の整備

人家裏等で繁茂している竹林の伐採や倒木となる恐れのある危険木の伐採などにより、生活環境の向上を図ります。



#### ●道路沿いで倒木となる恐れのある木の除去

道路沿いの倒木となる恐れのある危険木を除去し、暮らしの安全を図ります。



#### ●水源林等の公有化

住民の暮らしに欠かせない水道の水源となる森林を市町有林化し、将来にわたって市町が管理します。

県民全体で森林を支える社会づくり

#### ●学校において、森林について学ぶ森林環境教育の実施

小中学校が実施する、森林について学び、体験する森林環境教育の活動を支援します。



#### ●県産木材を活用した机・イスの学校等への導入

保育園や小中学校へ木製の机やイスを導入し、木材と日常的に親しむ機会を作ります。



#### ●「食育」と連携した「木育(もくいく)」の推進

乳幼児健診の際に、木製のスプーン等をプレゼントし、「食育」とあわせて、木に親しみ、学ぶ「木育」を推進します。

#### ●公共建築物等の木造化・内装の木質化

公民館や老人福祉施設などの公共建築物を改修・整備する際に、地域の木材を利用して木造化・内装の木質化を行い、木に親しむ空間づくりを進めます。



#### ●保育園の園庭の芝生化

保育園の園庭(運動場)に芝生を張り、子どもたちが緑を身近に感じ、大切に思う気持ちを育む環境づくりを行います。

# みえ森と緑の県民税のしくみ

## Q1.なぜ、県民みんなが納めるの？

森林は、木材生産だけでなく、山崩れを防ぐ、水を貯え洪水や渇水を緩和する、地球温暖化を防止するなど、私たちの生活に欠かすことのできない大切な働きを持っています。この森林からもたらされる恵みは全ての県民が受けていることから、「みえ森と緑の県民税条例」を制定し、県民のみなさんに幅広く負担していただくことにしました。

## Q3.この税が森林づくりとは関係ないことに使われるのではないかと心配なのですが…

納めていただいた税金は、使いみちを明らかにするため「みえ森と緑の県民税基金条例」に基づき「みえ森と緑の県民税基金」に積み立て管理し、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」のために使います。

また、第三者による評価委員会を設置し、毎年度、事業の取り組み結果について評価検証を行い、結果は県民のみなさんに公表します。

### みえ森と緑の県民税条例の概要

#### 1 趣旨 (第1条)

県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、三重県県税条例に規定する県民税の均等割の税率の特例を定める。

#### 2 税率 (第2条、第3条、附則第3項)

三重県県税条例に定める県民税の均等割の税率(個人住民税の臨時特例措置の適用期間はそれを合わせた税率)に下記の額を加算する。

- 個人 1,000円
- 法人 均等割の税率に100分の10を乗じて得た額

#### 3 施行期日 (附則第1項、第2項、第4項)

- 平成26年4月1日から施行し、次のとおり適用する。
- 個人 平成26年度以後の年度分の個人の県民税
- 法人 平成26年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税

#### 4 検討 (附則第5項)

施行後おおむね5年ごとに、条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる。



### みえ森と緑の県民税基金条例の概要

#### 1 設置の目的 (第1条)

災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、みえ森と緑の県民税基金(以下「基金」という。)を設置する。

#### 2 みえ森と緑の県民税基金のしくみ



##### (1) 積立 (第2条)

基金として積み立てる額は、「みえ森と緑の県民税」の税収に相当する額及び基金の設置の目的のために寄付された寄付金の額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

##### (2) 処分 (第5条)

基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより処分することができる。

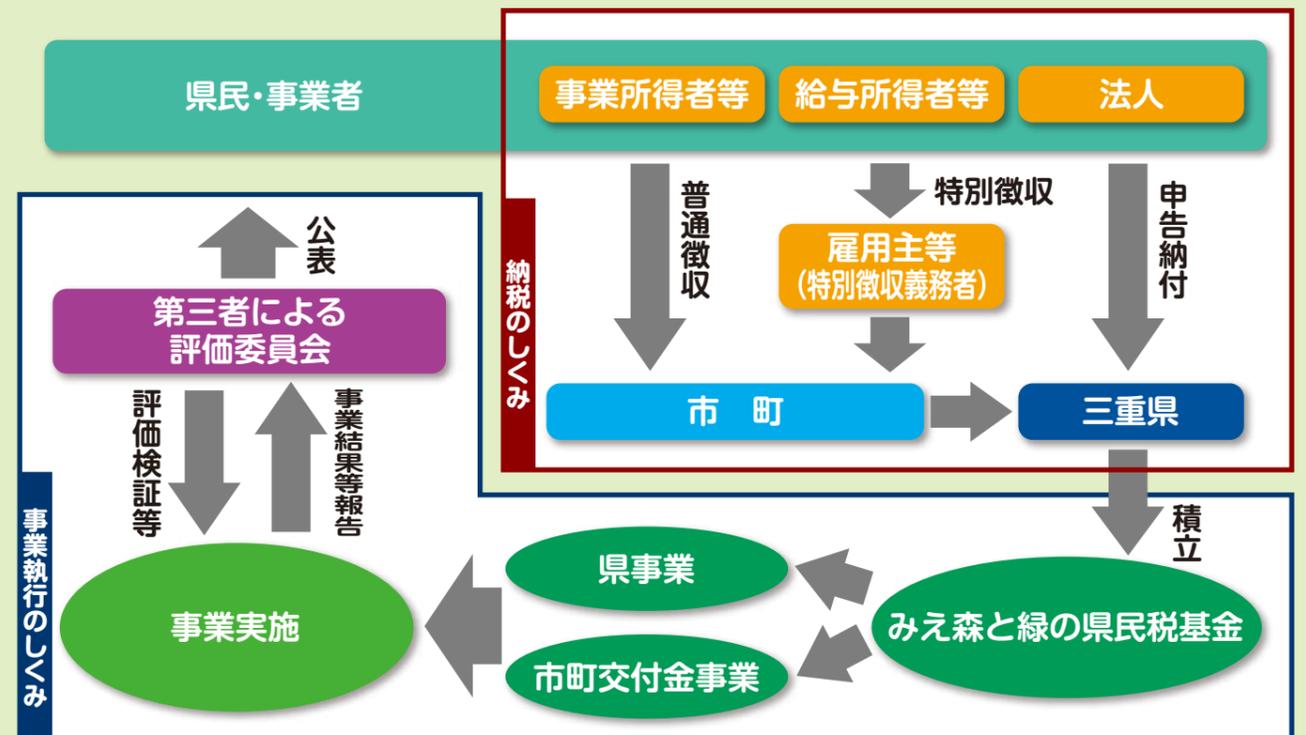
#### 3 施行期日 (附則第1項)

平成25年4月1日

## Q2.子どもからお年寄りまでみんなが1,000円納めるの？

「みえ森と緑の県民税」は、県民税均等割の超過課税ですので、個人の県民税を納める方が対象になります。従って、個人の県民税が非課税となる方(所得が無い未成年者や所得金額が一定の金額以下となる方など)には課税されません。

モデルケース 1	モデルケース 2
夫婦 + 子ども2人	夫婦のみ
夫の給与収入金額600万円(年額) 夫 <b>1,000円</b>	夫の年金収入金額250万円(年額) 夫 <b>1,000円</b>
妻の給与収入金額200万円(年額) 妻 <b>1,000円</b>	妻の年金収入金額 90万円(年額) 妻 <b>非課税</b>
子ども2人は収入なし 子ども2人 <b>非課税</b>	

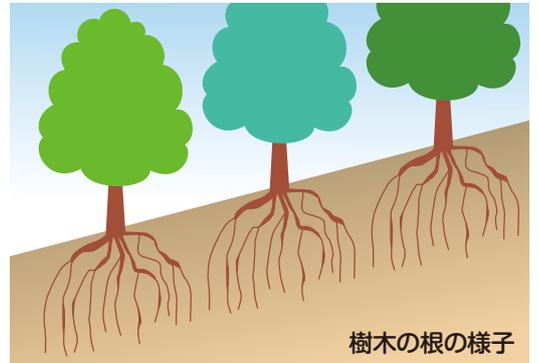


# 森林の働き

三重県の面積の64%を占める森林は、木材やきのこなどの恵みを与えてくれるだけでなく、きれいな水や空気を育み、土砂の流出や崩壊を防ぎ、洪水や渇水を緩和するなど、私たちが安全で快適に暮らすための重要な働きを果たしています。

## 森林は土砂の流出を抑え、山崩れを防ぎます

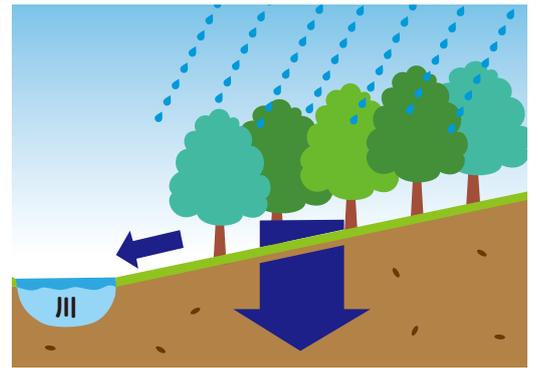
森林内は樹木の根によって土壌が保持され、落葉落枝や草などによって地表が覆われているため、降雨などによる土壌の浸食や流出を抑え、また、山崩れを防いでいます。



樹木の根の様子

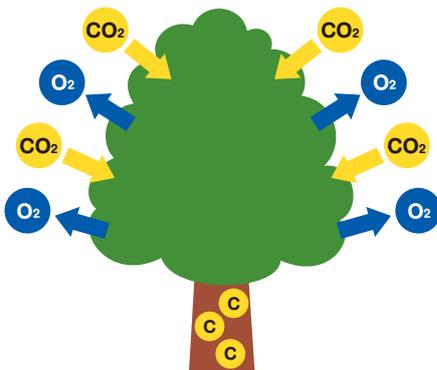
## 森林は水を貯え、洪水や渇水を緩和します

森林の土壌は、落葉などの有機物の供給や土壌生物の働きによりスポンジのようになっており、雨水などは速やかに浸透します。貯えられた雨水などはゆっくり河川に流れ、洪水や渇水は緩和されています。また、きれいでおいしい水を育む効果もあります。



## 森林は地球温暖化防止に貢献します

森林は、光合成により、地球温暖化の原因である二酸化炭素を吸収し酸素を放出しながら炭素を蓄え成長します。



## 森林は多種多様な生物の生息・生育の場となっています

多様な森林環境は、遺伝子や生物種、生態系などの生物多様性を保全しています。



これらの他にも、森林は木材、炭、きのこや山菜などを生産したり、保健休養の場となるなど多様な働きがあります。

# みえ森と緑の県民税(県民税均等割の超過課税)のしくみ

	個人	法人
納める方	1月1日現在で 三重県内に住所がある個人、家屋敷等を有する個人(個人の県民税均等割の納税義務者) ※前年の合計所得金額が一定金額以下であること等の理由により、県民税均等割が非課税の方には課税されません。	三重県内に事務所等を有する法人等 (法人の県民税均等割の納税義務者)
納める額	<b>県民税均等割に上乗せして納めていただきます。</b>	
	<b>年額1,000円</b>	資本金等の額により <b>年額 2,000円～80,000円</b> (県民税均等割額の10%相当額)
納税の方法	個人の県民税として、個人の市町村民税とあわせて、市町に納税していただきます。	法人の県民税として、従来の申告書により、県に申告納付していただきます。
適用時期	平成26年度分から	平成26年4月1日以後に開始する事業年度から
使いみちの明確化	みえ森と緑の県民税基金に積み立て、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」のために使います。	
評価制度	第三者による評価委員会を設置し、事業結果等について評価検証等を行うとともに、結果は県民のみなさんに公表します。	
見直し期間	おおむね5年ごとに制度の見直しを行います。	

## ●お問い合わせ先●

税の使いみちに関すること	税のしくみに関すること	住所等を有する市町
農林水産部みどり共生推進課 ☎059-224-2513 Eメール midori@pref.mie.jp URL <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/">http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/</a> <input type="text" value="三重の森林"/> <input type="button" value="検索"/>	総務部税収確保課 ☎059-224-2128 Eメール zeimu@pref.mie.jp URL <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/">http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/</a> <input type="text" value="三重 県税のページ"/> <input type="button" value="検索"/>	
四日市農林事務所 森林・林業室 ☎059-352-0655	桑名県税事務所 ☎0594-24-3613	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
津農林水産事務所 森林・林業室 ☎059-223-5091	四日市県税事務所 ☎059-352-0577	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
松阪農林事務所 森林・林業室 ☎0598-50-0568	鈴鹿県税事務所 ☎059-382-8662	鈴鹿市、亀山市
伊勢農林水産事務所 森林・林業室 ☎0596-27-5265	津総合県税事務所 ☎059-223-5026	津市
伊賀農林事務所 森林・林業室 ☎0595-24-8142	松阪県税事務所 ☎0598-50-0511	松阪市、大台町、多気町、明和町
尾鷲農林水産事務所 森林・林業室 ☎0597-23-3504	伊勢県税事務所 ☎0596-27-5132	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町
熊野農林事務所 森林・林業室 ☎0597-89-6134	伊賀県税事務所 ☎0595-24-8024	伊賀市、名張市
	紀州県税事務所 ☎0597-23-3419	尾鷲市、紀北町
		熊野市、御浜町、紀宝町